## ごみ集積場所 (新設・変更等)申請書

集積場所について利用者及び近隣住民と十分協議しましたので、下記の申請条件に 同意のもと、次のとおり申請します。

	h≘≢.±v	住 所								E	氏名			
•	<b>申請者</b> (代表)													
		名 称								ī	話番号			
	ı	ı								×	行中繋が	る番号を記入くた	<b>ごさい</b>	
	内容		新設	•	移動	·分	散·	廃止	•	その作	也(			)
١.	新所在地		区							集合住宅地先等:				
申	旧所在地 ※移動時等		区							集合住宅地先等:	及び 名称			
請						て仕字								
集	利用			世帯	一戸建て住宅		ファミリ- タイプ	世帯		自治会	× <del>*</del>			
	世帯数		+++	内訳	共同位	住宅	ワンル-ム		世帯	H/DZ	x <del> 寸</del>	±>/-	. ,	,
積			世帯				タイプ		世帯			自治会・町内会	<del></del>	)
場	形態	折りたたみネットボックス ・ 飛散防止ネット ・ 専用ボックス ・ その他(												
所	開始希望日		年		月	日	(	曜日)	)			までに申請書を扱 よっては、希望に		
	※必要に応じて地域・町内会等から同意を 得てください。													
	備考												₹・町内会等か	ら同意を
	備考												₹・町内会等か	ら同意を
		うし 選定につい	いては「	ごみ集	積場所認	设置基準_	に基づき	き、利用者	<b>f</b> 及び記	近隣住民				ら同意を
	▶集積場所	fの選定につ( <b>通行する場</b>									と協議・	得てください。		ら同意を
申	▶集積場所 ▶私有地を	通行する場	<b>合</b> (転回	回場所?	含む)につ	いては、	申請者(f	代表者)が	地権者	から承	と協議・	得てください。	<sup>-</sup> ること。	
申請及	<ul><li>▶集積場所</li><li>▶私有地を</li><li>▶ネットボッ</li></ul>	通行する場	<b>合</b> (転回	回場所?	含む)につ [は、金属	いては、	申請者(f	代表者)が	地権者	から承	と協議・	得てください。	<sup>-</sup> ること。	
	<ul><li>▶集積場別</li><li>▶私有地を</li><li>▶ネットボッついては</li></ul>	通行する場 ソクス等(共同 、横浜市に責	<b>合</b> (転回 引住宅に 【任を問	回場所? こついて <b>引わない</b>	含む)につ 〔は、金属 <b>、こと。</b>	いては、 <b>「</b> 製ボックス	<b>申請者(f</b> ス及び保	<b>代表者)が</b> 管庫扉等	<b>地権者</b> ≨を含む	fから承 いの収集	と協議・	得てください。 同意の上とす こと。 常使用におけ	<sup>-</sup> ること。 +る破損等	
	<ul><li>▶集積場別</li><li>▶私有地を</li><li>▶ネットボッついては。</li><li>▶収集時間</li></ul>	通行する場 ックス等(共同 、横浜市に責 引は問わない	合(転回 引住宅に 【任を問 こと。(1	回場所? こついて <b>引わなし</b> 保管庫	含む)につ [は、金属 <b>ヽこと。</b> から持出	いては、 <b>「</b> 製ボックス しの場合に	<b>申請者(f</b> ス及び保 は、各収	<b>代表者)が</b> 管庫扉等 集曜日の	<b>地権者</b> を含む 朝8時	<b>がら承</b> いの <b>収集</b> までに管	法と協議・ 諸を得る  時の通	得てください。 同意の上とす こと。 常使用におけ	<b>すること。</b> <b>する破損等</b> 場所までキ	<b>に</b> 手ち出すこと。)
請条件	<ul><li>▶集積場別</li><li>▶私有地を</li><li>▶ネットボッついては</li><li>▶収集時間</li><li>▶古紙古布</li></ul>	通行する場 ックス等(共同 、横浜市に責 引は問わない	合(転回 引住宅に <b>任を問</b> こと。(1 <b>資源集</b>	回場所に こついて <b>引わない</b> 保管庫 <b>団回収</b>	含む)につ には、金属 いこと。 から持出 にとして古	いては、 <b>5</b> 製ボックス しの場合に <b>紙業者に</b>	<b>申請者(f</b> ス及び保 は、各収 : <b>回収依</b> 類	<b>代表者)が</b> 管庫扉等 集曜日の <b>顔を行う</b> こ	<b>地権者</b> を含む 朝8時 <b>と。</b> (ま	<b>がら承</b> いの収集 までに管	と協議・ 諾を得る 長時の通 ・ 理者等 域の資源	同意の上とすっこと。 常使用におけが決められた。 集団回収に原	<b>すること。</b> <b>する破損等</b> 場所までキ	<b>に</b> 手ち出すこと。)
請条件	●集積場別 ●私有地を ●ネットボッついでは、 ●収集時間 ●古紙古布	通行する場 ックス等(共同 、横浜市に責 引は問わない 5の回収は、j	合(転回 引住宅に <b>任を問こと。</b> (付 <b>資源集</b> じた場合	回場所について まわない 保管庫 団回収 合は、 ま	含む)につ は、金属 いこと。 から持出 として古 <b>利用者及</b> で	いては、F 製ボックン しの場合( <b>紙業者に</b> <b>び近隣住</b>	<b>申請者(f</b> ス及び保 は、各収 <b>に回収依</b> 類	<b>代表者)が</b> 管庫扉等 集曜日の <b>類を行う</b> ご 路議の上、	<b>地権者</b> いまれる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>がら承</b> いの収集 までに管	と協議・ 諾を得る 長時の通 ・ 理者等 域の資源	同意の上とすっこと。 常使用におけが決められた。 集団回収に原	<b>すること。</b> <b>する破損等</b> 場所までキ	<b>に</b> 手ち出すこと。)
請条件	●集積場別 ●私有地を ●ネットボッついでは、 ●収集時間 ●古紙古布	通行する場 ックス等(共同 、横浜市に責 切は問わない 5の回収は、対	合(転回 引住宅に <b>任を問こと。</b> (付 <b>資源集</b> じた場合	回場所について まわない 保管庫 団回収 合は、 ま	含む)につ は、金属 いこと。 から持出 として古 <b>利用者及</b> で	いては、F 製ボックン しの場合( <b>紙業者に</b> <b>び近隣住</b>	<b>申請者(f</b> ス及び保 は、各収 <b>に回収依</b> 類	<b>代表者)が</b> 管庫扉等 集曜日の <b>類を行う</b> ご 路議の上、	<b>地権者</b> いまれる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>がら承</b> いの収集 までに管	と協議・ 諾を得る 長時の通 ・ 理者等 域の資源	同意の上とすっこと。 常使用におけが決められた。 集団回収に原	<b>すること。</b> け <b>る破損等</b> 場所まで持 属すること。	<b>に</b> 手ち出すこと。)
請条件欄	<ul> <li>▶集積場別</li> <li>▶私有地を</li> <li>▶ネットボッついては。</li> <li>▶ロ無話事項</li> <li>▶申請書の</li> </ul>	通行する場 ックス等(共同 、横浜市に責 間は問わない 所の回収は、計 質に疑義が生 の提出は、資源	合(転回 引住宅に <b>任を問こと。</b> (付 <b>資源集</b> じた場合	回場所について まわない 保管庫 団回収 合は、 ま	含む)につ は、金属 いこと。 から持出 として古 <b>利用者及</b> で	いては、F 製ボックン しの場合( <b>紙業者に</b> <b>び近隣住</b>	<b>申請者(f</b> ス及び保 は、各収 <b>に回収依</b> 類	<b>代表者)が</b> 管庫扉等 集曜日の <b>類を行う</b> ご 路議の上、	<b>地権者</b> いまれる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>がら承</b> いの収集 までに管	と協議・ 諾を得る 長時の通 ・ 理者等 域の資源	同意の上とすっこと。 常使用におけが決められた。 集団回収に原	<b>すること。</b> け <b>る破損等</b> 場所まで持 属すること。	<b>に</b> 持ち出すこと。) )
請条件欄	●集積場別 ●私有地を ●ネットボッついでは、 ●収集時間 ●古紙古布	通行する場 ックス等(共同 、横浜市に責 間は問わない 所の回収は、計 質に疑義が生 の提出は、資源	合(転回 引住宅に <b>任を問こと。</b> (付 <b>資源集</b> じた場合	回場所について まわない 保管庫 団回収 合は、 ま	含む)につ は、金属 いこと。 から持出 として古 <b>利用者及</b> で	いては、F 製ボックン しの場合( <b>紙業者に</b> <b>び近隣住</b>	<b>申請者(f</b> ス及び保 は、各収 <b>に回収依</b> 類	<b>代表者)が</b> 管庫扉等 集曜日の <b>類を行う</b> ご 路議の上、	<b>地権者</b> いまれる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<b>おから承</b> お <b>の収</b> までに管 たは地域 <b>申請書を</b>	と協議・ 諾を得る 長時の通 ・ 理者等 域の資源	同意の上とすっこと。 常使用におけが決められた。 集団回収に原	<b>すること。</b> 場所までを 属すること。	<b>に</b> 持ち出すこと。) )

曜日 組 番 連絡確認 プラ容器 曜日 組 番 缶びんペット 回目 資源集団回収 粗大ごみ 粗大ごみ受付センターへ

受付者	担当者

受付番号	-
関連新規住宅 受付番号	-

●:申請場所    ** ・ 現在	【申請場所の略図】	※地図を別紙で添付する場合は、	下記略図欄に「別添」とご記入ください。	_	
【移動の場合の記入例】				●:申請場所	
【移動の場合の記入例】					
【移動の場合の記入例】					
●:申請場所 <u>○○宅 西側角へ</u> ▲:現在				▲:現在	
●:申請場所 <u>○○宅 西側角へ</u> ▲:現在					
●:申請場所 <u>○○宅 西側角へ</u> ▲:現在					
●:申請場所 <u>○○宅 西側角へ</u> ▲:現在					
○○宅 西側角へ         ▲:現在				【移動の場合の記入例】	
OO宅					●:申請場所
					○○宅 西側角へ
<u>□□□宅 玄関前</u>				00宅	▲:現在
					□□宅 玄関前
				口口宅	
					]

## 【確認資料】

## 「ごみ集積場所設置基準」要約

※詳細は横浜市のHP等をご覧ください。

		設置	場 所	手 続 · 管	理 体 制
		共通事項	個別事項	共通事項	個別事項
	存 街地	・場所については、近隣住民 と調整の上、集積場所の利 用者の話し合いにより、居住 している範囲内に決定するこ		【場所の選定】 ・集積場所の新設、移動、分散にあたっては、集積場所の利用者の話し合いにより、居住している範囲内に場所を選定すること。ただし、一戸建て住宅の	
一戸建て住宅	満を伴わない   開発行為を伴う	と。・ガードレールや階段等の著しい段差がなく、収集作業が安全に行える場所であること。・見通しの悪い場所を避けた位置であること。・転回広場のない袋路状道路でないこと。・おおむね10~30世帯につき1か所とすること。(共同住宅を除く)・道路交通法に従い、変差点から5メートル以集車両が収集するで、できる位置安全上支障がない場所であること。	・1戸当たり有 効面積を 0.13 平方メートル以 上とすること。 ・集積場所の形 状は、長方形 型を基本とし、 型間口が道路に 1.5 メートル以 上接した位置 に設置するこ と。また、間口 より奥行きを短 くし、奥行きを 0.5 メートル以 上設けること。	建築の場合及び共同住宅等の場合を除く。 【近隣住民との調整】 ・ごみの排出については、近隣住民とのトラブルがないよう十分に協議、調整すること。なお、必要に応じて、協議、調整した内容の報告を書面にて事務所へ提出すること。 【事前協議】 ・集積場所の新設、移動、分散、廃止等にあたっては、事務所と事前協議を行うこと。 【収集依頼】 ・集積場所の新設、移動、分散、廃止等について	・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。・建築主等は、設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。・建築主等は、一戸建て住宅等の建築計画を事前に近隣住民に説明・法令及び「開発行為にし、集積場所の位置等についても理解を得ること。
		・本市が収集に支障がないと 判断した場所であること。 に設置すること。なお、10 満の場合は、近隣にある 集積場所を使うことを原 る。 ・1戸当たり有効面積を( 方メートル(単身者向けま 宅の場合は 0.08 平方メ 以上とすること。 ・集積場所の形状は、長 を基本とし、間のが道路 メートル以上接した位置 すること。また、間口より	近隣住宅への影響を配慮し、原則として、共同住宅等の敷地内に設置すること。なお、10戸末満の場合は、近隣にある0既存する。・1戸当たり有効面積を0.13平方メートル(単身者向け、共同住宅の場合は0.08平方メートル)以上とすること。・集積場所の形状は、長方形型を基本とし、間口が道路に1.5メートル以上接した位置に設置すること。また、間口より奥行きを短くし、奥行きを0.5メートル	・集積場所を定期的に移動する場合には、原則として、1年間以上の期間とすること。	・集積場所を設置する際は、新規住宅建築等調査受付表(別紙3)を事務所へ提出すること。 ・共同住宅の設計時から竣工時に至るまでの間、適宜、事務所と協議を行うこと。 ・建築主等は、共同住宅の建築計画を事前に近隣住民に説明し、集積場所の位置等についても理解を得ること。 ・歩道等があり、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、収集の際に歩行者等の通行に支障がないよう、収集日の当日の朝8時までに道路(歩道上)に持ち出すこと。